

総務委員会資料

平成25年2月12日

「橘樹郡衙推定地保存活用事業用地の取得について」

資料1 橘樹郡衙推定地保存活用事業用地の取得について

資料2 橘樹郡衙推定範囲と周辺の遺跡

橋樹郡衙推定地保存活用事業用地の取得について

1 橋樹郡衙の概要

橋樹郡衙は、奈良・平安時代の武蔵国橋樹郡の役所であり、隣接する影向寺と併せて古代川崎の政治・行政・文化の中心として重要な役割を果たしていた。

昭和44年度に土器や石器等が散布していることから文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地（当時は橋樹郡衙の存在は想定していなかった。）として決定し、開発事業等に伴う届出・保護措置の義務付けを行ってきた。平成8年度の宅地造成に伴う発掘調査で、初めて古代の橋樹郡衙の正倉と思われる倉庫群が発見されたことを契機に、平成10年度から平成16年度にかけて橋樹郡衙推定地の確認調査を実施し、郡庁の所在は不明のままであったが、東西約300m、南北約100mの丘陵上の広範囲にわたって橋樹郡衙に関連する遺構が存在することが明らかになり、正倉域とその他の建物群を有する神奈川県下においても数少ない遺跡として有識者・研究者等から注目されている。

2 橋樹郡衙の歴史的価値

645年の大化の改新から始められ、801年の大宝律令によって完成した古代律令国家体制において、地方行政組織として全国に66の国、国の下に約600ヶ所の郡が設置され、その一つとして橋樹郡は7世紀後半に設置された。

現在の川崎市域は、この古代橋樹郡の範囲をほぼ踏襲したものとことから、川崎市のルーツは、この橋樹郡にあると考えられる。

3 橋樹郡衙の保存状況

橋樹郡衙の保存状況は、遺跡が発見された地点についてほぼ全て「現状保存」という、遺跡を建物等の地下に残して開発を行ってもらう措置を取っており、将来的な保存・活用の道を残している。また、現在公道となっている範囲についても広く遺跡が現存していることが確認されていることから、橋樹郡衙のほぼ全域で遺跡が保存されていると考えられる。

4 これまでの取組状況

- (1) 平成10年度から平成16年度に実施した橋樹郡衙推定地確認調査事業の成果について、平成17年度にシンポジウム「古代の川崎市役所を発掘する」を開催し、学識者の意見を聞くとともに、市民への周知を図った。
- (2) 平成18年度に国有地1,652.37㎡について、買収部分（1,101.60㎡）及び無償貸与部分（550.77㎡）として公有地化し、保存を図った。
また、平成19年度に土地全面を芝生で整備し、初期正倉群を地下に保存しつつ、解説板を設置する等の整備に取り組み、千年伊勢山台官衙遺跡として川崎市重要史跡に指定し、平成20年7月1日に「たちばな古代の丘緑地」としてオープンした。
- (3) 「たちばな古代の丘緑地」の周辺にある史跡や神社仏閣等を巡る「史跡めぐり」を年2回実施しており、応募者が募集数を上回る状況が続いている。
- (4) 開発事業者や地権者の協力を得ながら、開発事業地及び生産緑地等における遺構を現状保存しつつ、「たちばな古代の丘緑地」を核として、保存・活用に取り組んできた。

5 取得地の概要

- (1) 所在地：高津区千年地内
- (2) 地 目：畑地
- (3) 面 積：1,161.28㎡
- (4) 取得予定額：約165,000千円

6 今後の取組・効果

- | | |
|-------------|------------------|
| 平成24年度 | 川崎市土地開発公社による先行取得 |
| 平成25年度～27年度 | 確認調査の実施、調査報告書の刊行 |
| 平成28年度以降 | 国史跡指定を目指す |



土地取得予定地



橋樹郡衙推定地確認調査（平成11年）
（調査後は、埋戻し保存しています。）



「たちばな古代の丘緑地」
史跡維持管理（地元住民との連携）



「たちばな古代の丘緑地」
史跡めぐり（市民への学習機会の提供）

橋樹郡衙推定範囲と周辺の遺跡

資料 2

